

船員保険の改正について（平成18年4月施行）

1. 障害手当金の受給に係る障害等級表の見直し

職務上または通勤による負傷や疾病が治ったときに、身体に一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じて障害年金または障害手当金を支給することとしている。

今般、障害手当金の受給に関する胸腹部臓器の障害について、障害等級表の第1級から「ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの」を削除し、新たに第6級に「胸腹部臓器の機能に障害を残すもの」を新設した。

（障害等級表の改正（胸腹部臓器に関するものの抜粋））

障害等級	改正後	改正前
第1級	(削除)	<u>ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの</u>
第2級	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる服務が相当程度制限を受けるもの	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる服務が相当程度制限を受けるもの
第4級	<u>胸腹部臓器の機能に障害を残し、職務の遂行に相当程度支障があるもの</u>	胸腹部臓器に障害を残すもの
第6級	<u>胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</u>	—

2. 通勤災害の範囲の見直し

従来の通勤（住居と就業の場所との間の往復）に加え、複数就業者の事業所間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動についても通勤とすることと

した。

3. 介護料の上限額、最低補償額の見直し

職務上または通勤による負傷や疾病により障害年金を受けている者で、常時または随時介護が必要な者に対して介護料を支給している。

この介護料については、実際にかかった費用をもとに支給することとなっているが、一月当たりの支給額の上限額、最低補償額が定められている。今般、その額を次のように改正した。

① 常時介護を必要とする場合

	現 行		改 正 後
上 限 額	104,970円	→	104,590円
最低補償額	56,950円	→	56,710円

② 常時介護を必要とする場合で親族等が介護を行った場合

	現 行		改 正 後
一 律 定 額	56,950円	→	56,710円

③ 随時介護を必要とする場合

	現 行		改 正 後
上 限 額	52,490円	→	52,300円
最低補償額	28,480円	→	28,360円

④ 随時介護を必要とする場合で親族等が介護を行った場合

	現 行		改 正 後
一 律 定 額	28,480円	→	28,360円